

報告第8号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 建設工事請負変更契約の締結について〔ヲナガケ川改修工事（8工区）〕

令和元年 8 月 2 1 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事請負変更契約の締結について〔ヲナガケ川改修工事（8工区）〕

平成31年 3 月 2 2 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成30年9月20日付で議決を得たヲナガケ川改修工事(8工区)について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり契約の変更を行ったので報告します。

○第1回変更契約後

工 事 名：ヲナガケ川改修工事(8工区)

工 事 場 所：琴浦町大字赤碕

工事完成期限：平成31年3月25日

請 負 金 額：58,665,600円

契約の方法：指名競争入札

契 約 者：【住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万362番地

【氏名】加登脇建設株式会社 代表取締役 加登脇孝彦

変更後	変更前
請 負 金 額 一金 <u>60,177,600円</u>	請 負 金 額 一金 <u>58,665,600円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※1,512,000円の増額

【変更理由】

本工事で重機や大型車の使用により舗装部が破損したため、その復旧を追加施工したことによる。